

裁判員経験者意見交換会議事録

司会者：それでは、意見交換会を始めることといたします。本日、司会を務めます、第4刑事部裁判官の石川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は御多忙の中、今回の意見交換会に御参加いただきまして誠にありがとうございます。大阪地方裁判所では、裁判員を経験された方々をお招きして、定期的に意見交換会を行っております。それぞれ経験された事件の審理や評議でお感じになった点や御意見などを伺うことで、今後の裁判員裁判を行う際の参考とさせていただき、よりよい裁判の実現に努めたいと考えております。本日は皆さんの、ぜひきたんのない御意見をよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、本日御参加の方々を御紹介いたします。まず、経験者の方々になります。1番の方からですが、第3刑事部で行われまして、平成24年2月に判決宣告がありました傷害致死などの事件を担当されました。よろしくお願いいたします。

続いて2番の方です。第8刑事部で行われまして、平成24年12月に判決宣告のありました殺人事件の裁判員を御担当になりました。よろしくお願いいたします。

それから、今回たまたまでありますけども、3番、4番、5番の方は同じ事件を担当されております。第9刑事部で行われまして、昨年7月に判決宣告のありました傷害致死事件の裁判員を御担当になりました。よろしくお願いいたします。

皆さん、今日は裁判員としてそれぞれ御担当されたということになります。皆さん、よろしくお願いいたします。

続きまして、法曹関係者を御紹介いたします。大阪弁護士会から秋田弁護士でございます。

秋田弁護士：よろしくお願いいたします。たまたま1番の方の担当した事件をやっております。よろしくお願いいたします。

司会者：続きまして，裁判所から齋藤判事です。

齋藤裁判官：よろしくお願いいたします。

司会者：それから，大阪地方検察庁から森検事です。

森検察官：森です。よろしくお願いいたします。

司会者：限られた時間内ではありますけれども，どうぞ，皆さんのそれぞれの評議のときのような積極的な御発言をお願いいたします。また，事件を振り返る中で，もしお分かりにならないようなことが出てきましたら，遠慮なく御質問ください。

なお，本日のテーマとしまして，主に公判などを通じた精神的負担を取り上げることといたしました。そのため，今回は被害者が死亡した重罪事案を担当された方々にお集まりいただいていることとなります。これから意見交換を進めるに当たりまして，もし気分がすぐれなくなったというような場合には，遠慮なくおっしゃってください。よろしくお願いいたします。

それでは，具体的に意見交換の中身に入っていきたいと思います。

今回のテーマは，1点目として証拠調べの在り方，それから，公判評議を通じた精神的負担について，そして，時間がありましたら守秘義務等について御感想などを伺うということを予定しております。

裁判員制度は既に開始してから4年余りが経過しておりまして，多くの事件が判決に至っている一方，運用上の課題なども明らかになっているところがあります。その一つとして，殺人や傷害致死などの被害者が死亡している重罪事案における裁判員や補充裁判員の方々，今回は裁判員の方のみですので裁判員の方というふうに申し上げますけれども，精神的な負担の問題がございます。このような重罪事件の場合，裁判所，検察官，弁護士いずれも，公判前整理手続の段階から，被害者の遺体や犯行現場などに関する証拠の選択，あるいはその取調べ方法などにつきまして，裁判員の方に過重な負担が生じないよう心掛けているところではありますけれども，重罪事案に触れる機会の多い法曹側にとりましては，選任後に初めて事件に接することとなる裁判員の皆様が受ける

精神的負担の内容あるいは程度について、いまだ十分に理解していないのではないかという思いがございます。

そこで、今回、重罪事件を担当された皆さんに、審理評議を通じて感じられた精神的負担の有無やその内容を伺いまして、証拠調べなどにおいてどのような点が問題となり、またどのように対処すれば少しでも負担を軽くすることができるかなどにつきまして、皆さんの御意見、御感想などを伺い、探っていききたいと思います。

まず、取っかかりといたしまして、皆さんにどのような点でどのような負担を感じられたかなどについて、順不同でそれぞれから簡単に伺えればなっております。

先ほども申し上げましたけれども、今日、お三方は同じ事件の御担当ですけれども、3番から5番の方々の事案は、友人主催のパーティーの2次会で飲酒していた被告人が、同じ参加者である被害者の振る舞いに腹を立てて謝罪をさせようと屋外に連れ出し、顔面を殴ったり、あるいは看板に頭部を打ち付けさせるというような暴力を加えて死亡させたという傷害致死の事案ということです。酒の席での暴力沙汰ということにして、それ自体はよく報道その他で見聞きするところではありますけれども、実際に死亡に至る例というのはやっぱり数は少ないのではないかと考えております。また、この事件の結論も、判決を見ますと、求刑が懲役10年に対し懲役9年と、これも判決の中でも指摘されているんですけれども、傷害致死の事案としては相当重い部類に入る事件であったようにうかがわれます。

それで、この事件につきまして、雑駁に、例えば、どういう点でどのような負担があったか、なかったかなどについて、簡単にお話をいただければなと思いますけど、順番に、3番の方、いかがでしょうか、何かございましたでしょうか。

裁判員経験者3：裁判のときは正直、寝られませんでした。朝方、夜明け近くになって寝られるくらいでしたけれども、一つには、やっぱりふだん死というの

が身近にないわけです。いきなり死に直面するわけです，被害者の方が亡くなったという。我々日本人は死の近くにある職業を区別しているわけですね。だから，逆に言うと，裁判官も区別されているというふうに思いましたけれども，やっぱり亡くなっている以上，それを乗り越えて真相を明らかにすると。その使命感はあったんですけど，日本人のけがれ思想というんですか，死の身近にある職業を区別するような，そういう場所に行きたくないという，回避するというふうなところの抵抗感が多少あったのかなあと。それは自分で，俺に限ってそんな寝られへんようなことないやろうと思っていたんですけど，現実にはやっぱり潜在意識の中にそういうようなものがあったのかなというふうに，後で考えて思いました。

司会者：ありがとうございます。裁判が終わってからは無事寝られましたか。

裁判員経験者 3：たまに夢まくらに出てくる，たまに出てくるんです。一月に1回とか，不定期的に，2か月に1回とか。それはやっぱり忘れられませんでしたね。もう一生の思い出ですわ。

司会者：ありがとうございます。4番の方，いかがでしょう。

裁判員経験者 4：負担というのはないんですけど，やっぱり先ほど3番の方が言われたように，寝られませんでした，この期間中は。3時間ぐらいかな。量刑なんかを考えるときも，そうです。ここに被害者のお姉さんが出てくるんですけど，手紙文を持って。それを裁判長に向かって読み上げるわけなんですけど，それにもものすごく心を打たれて，私。かわいそうでね，お姉さんが。優しい弟でした，風邪を引いたらアンプルを買ってきてくれるし，何で弟を殴るねん，人殺して言われたんです，被告人に向かってね。そのときの表情も何も変えずに，ただ，もう正面を向いているだけで。お姉さんの言葉が特に記憶に残っているんですけど，朝，出かけてもう帰りに死んでいる，明るる日の朝にもう集中治療室に入って，夜中に暴行されて死んでしまった。死んでいないんですけど，救急車で運ばれて集中治療室へ行ったんですけど，その明るる日の10時にもう亡くなってしまうんですけどね，その集中治療室でお姉さんが生きる

って言ったらしいです。それでも助からなかった。私，これを通じて，もうちょっと，せっかくの命を，何で逃げなかったのかなと思うんです，自分に抵抗する力がなかったらね。もう必死でもがいて逃げたら誰か助けると思うんですよね。もうこういう悲しい結果を，今になって思うんですけどね。以上です。

司会者：ありがとうございました。5番の方，いかがでしょうか。

裁判員経験者5：当日，自分が来て，抽せん会だったんですね。もちろん心の準備というものが十分にできていないうちに法廷に入って，最初，ちょっと説明はありましたけど，淡々と説明されて法廷に入ると，やっぱりちょっとあがってしまうところがありまして。それも最初から弁護士の方と検察官の方と，いろいろとずっとやっているんですけれども，証人の方も出られたりとかしながら，やっぱり初日ということもありまして，いきなりこう，どんと来られても，判断がちょっと鈍ってしまうところは正直ございました。やっぱり慣れてくるのが，2日目，3日目とか，3日目，4日目になると，やっぱり慣れてはくるんでしょうけど，初日の大事な審理のときに，ああ，ちょっと，もっと聞いておけばよかったなと思うところがありまして。最初，その中で被告人を目の当たりにすると，私なんかいいんですが，やっぱり女性なんかだと，ちょっと，おっと，こう，何ていうんですかね，びっくりしてしまうような形になってしまうと思うんですね。ですから，やはり気の弱い方だとかが，無作為に選ばれるので，そういうところは人によってちょっとやっぱりずれというか，そういうところが出てくるんじゃないかとは感じました。

司会者：ありがとうございました。それから，1番の方の事件は，精神科病院などへの入通院を繰り返していた被告人が，精神障害者等の自立支援施設で知り合った共犯者に心酔するなどして心理的に強く依存した結果，共犯者から，その共犯者の交際女性の暴行を指示されて，過激な暴力を加えて死亡させる。その後，海中に遺体を遺棄し，これ非常にすさまじいんですが，遺体を沈めるために上半身をナイフで200回程度突き刺したという傷害致死と死体遺棄損壊の事件ということで，内容から，私も判決しか見ていないんですけど，かなり

凄惨な感じを受けたんですけど、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者 1：今、おっしゃっていただいた中で言えば、やはり今回の被告人が犯行当時に心神耗弱の状態にあったかどうかというところで、すごく量刑が変わってくるかと思ったんですけども。その部分で言えば、やはり一般市民感情であったり、被害者、被害者家族の気持ちを踏まえながら、でも、今、私は裁判員としてここに出席しているというところで、そこでのさまざまな揺れとか、精神的に、どう考えていったらいいんだろうというのはすごく思いました。

全体的に関しましては、やはり全てが初めてだったということで、言葉一つ一つ、それも一つ一つが難解ですし、何を言っているの、これがどういうことだろうということで、ずっと気を張り詰めておりましたし、特に、被告人質問のところ、そこを本当に言葉だけじゃなくて、その被告人の身ぶり手ぶりであったりとか、本当にこの人は正しいことを正直に言っているんだろうとか、そういったところを見抜いていかなければいけないというんでしょうか、そういったところで、もう本当にずうっと緊張しっ放しで、どっと疲れるのは疲れました。

司会者：事件の中身なんかについて、これはちょっと見られないなとかということとはなかったですか。

裁判員経験者 1：被害者の方の写真、亡くなったときの写真だったんですけども、私の場合のときの写真であればまだ目視できる状態でありましたけれども、もし、御遺体の状態がすごいものであったら、やっぱりちょっと見られなかっただろうなというところはすごく感じました。

司会者：ありがとうございます。それで、2番の方ですけども、この事案もまた非常に厳しい内容で、妻と娘二人の家族を持つ被告人が、うつ病による休職などによって、それまで理想の家族と感じていた家庭関係が崩壊してしまうというふうに思い悩んだ挙げ句、無理心中を図り、娘たちの首を絞めて包丁で突き刺し、また妻を包丁で多数回突き刺して殺害をすると、こういうもので、内

容自体がかなり凄惨と思われまして、母親と当時12歳と7歳の女の子が殺害され、かつまた刑も求刑どおり無期懲役ということで、この事案の内容だけ見ても相当な負担があったようにも伺われるんですけど、いかがでしたでしょうか。

裁判員経験者2：今、5番の方がおっしゃっていたんですけども、私も初日の日に、午前中に裁判長からいろんな御説明をいただいて、昼食をみんなでお弁当を食べまして、午後、いきなり法廷に行ったら報道関係者の方々もいらっちゃったり、被告の方もいらっちゃって、満席の状態できいきなり始まりまして、非常に緊張しました。今、裁判長がおっしゃっていたように、お二人の子供さんと奥さんの遺体の写真も出ていまして、初日にいろんなことが全て起きてしまうというのは、一番最初の日が裁判をやっていて一番つらかったかなと思います。もうちょっと段取りを後ろのほうにさせていただけるとありがたかったなというような気はいたします。

司会者：ありがとうございました。

皆さんからそれぞれ事件についての負担などを感じたところを簡単に述べていただいたところです。今も何人かの方からお話が出たところですが、これは私が担当している事件でも、大体、後で皆さんに感想を伺うと、初日はいっぱいいいっぱいで、何をやってたんだかよく覚えていませんとかという話が結構多いんですけども、それはそれぞれの、法廷という場面自体が皆さん初めての経験でいらっちゃいますし、まさか自分は選任されないだろうと思っているところに選任をされて、ぱぱぱっと段取りが進んで、いきなり法廷と、しかも中身を見るというところのテンポの早さとか情報量の多さみたいなものが結構影響しているかなと思うんですけど。それに加えて、事件の内容も、選任のときになって初めてこんな事件だとかというのが分かるんだらうと思うんですけどね。

そこで、選任手続の冒頭で、多分、係のほうから今回の事件はこういう内容なんですという話をお聞きになると思うんですけども、例えば、一番最初の

選任の段階で説明などをお聞きになったときに、どういう気持ちだったか、あるいは実際に裁判員に選任されたということが発表された後、どういうふうに思われたかなどについて、どなたか。5番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者5：内容を見て、正直に言うと、どういう犯人なのかなと、どういう被害で、どういうような形なのかな。やっぱり率直に最初に浮かんだのは、犯人の像がどういう形の方だろうかな、どういう顔をして、どういう感じの方なのかな、被害者の方がどういう形の死に方をしたのかなとか、写真なんかどういふ写真が出てくるのかなと、そういったところはやっぱり真っ先に思いました。

司会者：ほかの方、いかがですか。どうぞ、3番の方。

裁判員経験者3：本人は結構やる気満々で抽せんに行きました。ちょうど私、大学で少林寺拳法をやっていましたので、状況を聞いたら、やっぱり天が私を選んだのかなというふうに思いました。実際に、裁判官の方もそうですし、選ばれた裁判員の方も、どついで殺したというのではないと思いますし、もちろん。殴り合いのけんかをしたことがないと思うんですよ。で、その実際に私が担当した傷害致死の事件は、片一方はもう無抵抗で逃げただけです。それを追いかけて殴ったということになっているんですが、現実に殴ったということと、拳が当たったということは違うと思うんです。だから、もうそういう意味では本当に私を天が選んだというふうな気持ちになりました。

司会者：そうすると、最初、事件の中身をお聞きになって、これはまいったなあなんていう思いは特になかった。

裁判員経験者3：全然なかったです。

司会者：そうですか。どうでしょう、1番の方、2番の方。

裁判員経験者1：私も選任手続まではすごく不安だったんですけども、選任手続に行ったときにはどうか選ばれますように、一度勉強してみたいという気持ちになって、選ばれたときには、そのときは頑張ろうという気持ちになりました。

たまたま今回、精神疾患を持っておられる方の事例だったんですけれども、たまたまそういった勉強をしてみたいという、ちょうど手前だったところもあったのかもしれませんが、経験できないことを一度は経験できたという意味では、私はよかったと思っています。

司会者：事件の中身が、被害者死亡しているし、遺体を損壊したという事案だけれどもというようなことで、何か不安などお感じになったことはなかったですか。

裁判員経験者 1：先ほども申し上げた、そういう勉強もやったんですけれども、やはり自分が一般市民としては精神、心神耗弱であったりとか、喪失を持っている方という部分で、量刑が減輕されてしまうとかというところにやっぱり納得が、今でもやっぱりいかない部分がありますので、そういった事件とかが少しでも減るようなところの部分をもっともっと力を入れていかないといけないんじゃないかなというようなことは感じています。

司会者：なるほど。2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：まず、選任のときには行かないといけないと思ったので行ったんですけれども、できたら選ばれたくないなというのは正直ありまして、選ばれたときには仕事の段取りとか、そういうのもありますので、困ったなというのが正直なところですよ。選ばれてから始まるまでに少し時間がありましたので、そのときには大丈夫やろうと、そんなすごいことまでせいへんやろうぐらいの感覚でございました。

司会者：そうすると、特に事件の中身自体にはあんまり抵抗はお感じにならなかったですか。

裁判員経験者 2：前もって、余り、自分であらかじめそういうふうなイメージを持たないでくださいというふうなこともおっしゃっていたので、ネットで見たりとか、そういうことも一切せずにやりました。

司会者：ありがとうございました。4番の方、何かございますか。一番最初の事件の中身を聞いたときなど、お感じになったようなことがありますか。

裁判員経験者 4：すみません，ちょっとあがって。言葉でどう表現していいかわかりませんが，とにかく驚きとびっくりの連続でした。まず，大阪地裁の建物を見て大きさにびっくり，裁判官の人たちに会えたこともびっくりですけど。でも，正直言ってここまで来た以上はこのまま帰るということはいくらも考えていませんでしたけど。事件の内容とか，そういうのは聞いても，とにかくそういう余裕がなかったですね，どういう事件で。耳で聞いているんだけど，全然わかりませんでした，説明してもらっても。

司会者：ありがとうございました。

この辺りは選任手続の関係で，主に裁判所の主催の部分ですけど，齋藤さん，何かありますか。

齋藤裁判官：先ほど5番の方がどういう写真が出てくるのかなというふうに，ちょっと想像したとおっしゃってましたね。それで，どんな写真が出てきたら嫌だなあとか，これぐらいやったら我慢できるなあとかというようなところは何か考えられたんでしょうか。

裁判員経験者 5：やっぱり非現実的な写真というのか，凄惨なものが出てくると，やっぱり，まあ，分からないものですから，精神的にもつのかなという不安は多少はありましたけれども，でも，実際見た段階ではそこまで，自分は大丈夫でしたけれども，その程度にもよると思うんですけど。ですから，もちろん慣れていない方とか，その度合いもあると思うので，やっぱり，正直，会場に来ていた方もやっぱりいろいろと年配の方もいらっしゃるれば，自分みたいな年代の方もいらっしゃいますし，余り慣れていない方も，中には女性の方もいらっしゃったので，そういう中で，やはり審理をする人が誰でもいいのかということころは正直どうかなというのは思いましたけどね。

齋藤裁判官：選任のときに，場合によっては御遺体の写真を見ていただくことになりそうですとかというふうなお話は。

裁判員経験者 5：そういうのはありました。

齋藤裁判官：あったわけですか。

裁判員経験者 5：はい。

齋藤裁判官：そうすると、例えばそれが全然なくて、いきなり法廷に行ったら御遺体の写真が出てくると、そうじゃなくて、そういうふうに予告されているのとはどんな感じなんですか。

裁判員経験者 5：予告されてもどういうものかというのはもちろん分かりませんし、選任して抽せんになったときも、正直選ばれたときもずっとえっという感じの状態で、とんとんとと進められていったものですから、大丈夫です、大丈夫ですと言いながらも、心のどこかでやはり不安を隠せなかったというのが正直な気持ちですね。

齋藤裁判官：ありがとうございます。ほかの、例えば1番さんとか2番さんとか、事件を見るとすごく、事件自体の内容がすごく凄惨じゃないですか。どんな写真とか、どんな証拠が出てくるんだろうとかという面で何か御心配されたこと、選任の段階で御心配されたというふうなことはございますでしょうか。

裁判員経験者 1：やはり遺体の写真がどんなものなんだろうかというところでもすごく不安を感じました。でも、そこもやっぱり目を背けちゃいけないという部分もあるしというところで、頑張ってちゃんと見ようという気持ちはありました。

司会者：事前に、こういう中身が、いろいろショッキングなものが出ますよというアナウンスはあったんですか。

裁判員経験者 1：それはありました。

司会者：2番の方、いかがですか。

裁判員経験者 2：私の場合は、裁判長が検察の方に余りショッキングな写真はやめてねというふうなことをおっしゃって、それから始まったので、そんなにショッキングな写真は出てこないだろうというふうな思いでいました。出てきたのはやっぱり顔とかは写っていなかったですけども、結構うーんと思いました。

司会者：ありがとうございました。

今回、お集まりの方は、多くの方はやってやろうという思いの方が多かったのかなと思いますけれども、やはり選任の段階でも、これからどういう事件で、どういう証拠があるのかというのを多少なりとも皆さんにお伝えしたほうが、少しは心の準備ができるということになるんでしょうかね。

秋田弁護士：今、お話を伺っていると、選任手続と第1回の冒頭手続から始まって、冒頭陳述とかの日はやっぱり別の日のほうがいいというのが皆さんの御意見になるんでしょうか。それともやっぱり日程を非常に法曹関係者は気にしています、できるだけ拘束時間を短くしたいということで、裁判所の多くは午前中に選任手続をして、午後からもう冒頭手続に入るというやり方が多いんですけど、そのやり方は必ずしも裁判員の方は、1日延びたとしても別の日にしたほうがいいということになるか、その辺りの御意見があればお聞かせいただければと思います。

司会者：いかがでしょう、どうぞ。

裁判員経験者2：私は別の日だったんですけれども、別の日でも初日に情報量が多過ぎますので、同じ日にやろうが別の日にやろうが、その初日のやり方をちょっと変えていただいたほうがよいのかなというふうに思います。

司会者：例えば、どういうふうに変えたら、初日のやり方というのは。

裁判員経験者2：初日にいきなり法廷に行って並んで、検察の方々のお話を聞くというのは、もう一つ前に、裁判官の方からもう少し事件の概要とか、証拠の、その後にするような手続の話をしていただけると、ちょっと心の中が余裕ができるのかなという気がします。

司会者：なるほど、ありがとうございます。1番の方、どうぞ。

裁判員経験者1：私のほうは職場のほうで理解がありましたので、休みも別ということで取らせていただいたので、選任手続と1日目が別だったのがすごくありがたいとは思っています。その間にちょっと心の準備ができるというところで。

司会者：ありがとうございます。どうでしょう、3番の方、いかがでした。

裁判員経験者 3：基本的には選任イコールその日に、当日にもう裁判に入りましてけど、やっぱり何事にも考える時間という、思考時間というのが要すると思うんですよ。だから、選任されて、心の準備じゃなくて、要するに、考える時間。証拠調べの後にもやっぱり考える時間で、やっぱりもうちょっと日程をゆったりしたほうがいいと思います。だから、ずるっと流れていくんじゃないで、やっぱり立ちどまって考えて、本当に、これ本当なのかなという、考える時間がもっとあったほうがいいと思います。

司会者：先ほども秋田さんから出ましたけれども、どうも我々からすると、職務従事期間というんですけれども、それが延びてしまうとかえって御負担なんじゃないかなと先回りして思ったりして、できる限り詰めて詰めてというふうにしがちなんですけれども、あんまりそれはそうしなくてもいいというようなお考えですか。

裁判員経験者 3：本当らしいことなんですけど、よく考えればおかしいなという事は今回の裁判でもかなりありました。だから、みんなが正しいと言うんですけど、本当にそれ、現実的に正しいんかなと、やっぱり考える時間は要すると思います。

司会者：多少なりとも余裕があったほうがいいということですね。どうでしょう。

裁判員経験者 4：選任手続とかどうのこうの言うわけではないんですけど、いきなり法廷に連れていかれた、午後になって。肝っ玉は座っていましたね、本当に。でも、裁判長が、裁判員の方、質問ありませんかって、よく聞かれるんですよ。こっちのほうを向いて聞かれていて、私、向こうのほうに座っていて、誰も言わないから、私、被告人に質問したんですよ。やっぱり多少あがっていたんでしょうね。答えを聞こうと思っていて、聞く前に、はい、分かりました、ありがとうございましたと言ってしまった。その後に裁判長が、ちょっと待ってください、今の裁判員の方の答え、もうちょっとはつきり聞きたいのと被告人に言われていました。その答えが全然聞いていないんです、私。今、裁判長が、そのときの裁判長に答えを聞きたいなと思っているんですけど、どうい

うふうに言われたのか，あがってしまって，とにかく目の前に被告人がいますので，何か怖いなと思ってね。最初，一礼してしゃべりましたよ，私。その答えはちょっと記憶にないので，どういうふうに言われたかなと思ってね。

司会者：5番の方，いかがでしょうか。別に日を分けたほうがいいかどうか，ゆったりした日程のほうがいいかどうか。

裁判員経験者5：選任手続から冒頭陳述まではそんなに何日間もかけなくてもいいと思うんですけど，初日にそれをどっちもやるというのは，ちょっとやっぱり少し，私，抵抗があるのと，やっぱりその次の日ぐらいにやる，1日置くというだけでも全然違うと思いますので，やっぱりそれは別の日にしてもらいたいなと思います。だから，冒頭陳述から評決，評議まで，その間は極力効率よく短くしたほうがいいんじゃないか。もちろん十分議論する時間は必要だろうと思うんですけども。あれはたしか4日間ぐらいあったのかな，4日間ぐらいで出していったと思うんですけども，それに関してはちょっと余裕があって，評決までわっと行きましたけれども，最初の選任手続と冒頭陳述がちょっとやはり多少，1日ぐらいは時間が欲しいなと思います。

司会者：ありがとうございます。基本的には抵抗なかったという方と，やっぱり皆さんのように分けてもらいたかったという方と，いろいろ。これは我々も考えなきゃいけないところかなというふうに思います。我々のほうも，ぜひ被告人や証人に直接質問してくださいねというふうにお願いをするところなんですけれども，ちょっとやっぱり考えなきゃいけないところはあるかもしれません。ありがとうございます。

具体的に最初のステップを踏んで選任をされて，起訴状の朗読があり，双方，検察官，弁護人の冒頭陳述があって，具体的にどういう事件の中身なのか，どういうところが問題になるのかということが分かります。その後，いよいよ，具体的にどういう証拠によってこれらの事実が証明されるんだろうかということで，証拠調べの中身に入っていくわけなんですけれども。実際にそれぞれ御担当になった事件で，どういう証拠が取り調べられたのか，その証拠調べに限っ

てということに取りあえずはしたいと思いますけれども、法廷の中で調べられた証拠の書類であるとか、読み上げられた内容、それから、場合によっては証拠物といって、何か直接、物が出てきたのかもしれませんが、先ほどもちょっとお話がありましたけれども、現場の写真とか、あるいは被害者の写真、遺体の写真なんかも出てきていたかもしれません。それから、そういう書類、写真だけではなくて、実際に法廷に出てきた証人の方、それから被害者の身内の人、そして被告人本人の話ということをして、いろいろ皆さん直接見聞きされることになるわけですが、その中で何かこれは特に強く印象に残った、記憶に残ったということがございましたら御紹介いただければなと思うんです。併せて、そのとき皆さんがどういうふうにお感じになったかとか、特に重く負担に感じられたのかどうか、その辺りも併せて伺えればなと思うんですけど、いかがでしょう、どなたからでも。

裁判員経験者 4：証拠調べ、私、何もかもびっくりと驚きで、本当に裁判のことが分からずにだったんですけども、検察の方ですか、本当に上手に話してくれて、素人の私でも分かりました。もう、ばっちり、これだけ調べられたなと思いました。

司会者：特に調べられた証拠の中身で、ちょっとこれは見たくないとか聞きたくないなというのはありましたか。

裁判員経験者 4：全然ありません。写真なんかもありませんでした。

司会者：ありがとうございました。

裁判員経験者 5：自分が見た中では、何点か写真がありまして、状況証拠というのは、直接やっぱり被害状況を見ているわけじゃないので、判断できるのが遺体の写真と、被害者の遺体の状況と、専門家の医者の証言、それと被害者と被告人の証言を基にしてずっと進めていったんですけども、やはりその中でも、最後、殺意を持っていたんじゃないのかなというところが、いまだにちょっと分からないところが最後ありまして。要は、とどめを刺そうとしたんじゃないのか、刺そうとしたんじゃないのかなというところが非常にちょっと証言と被

告の意見がちょっと食い違ったところが若干あったんですが。我々、この起訴状を最初見たときに、もう傷害致死で決められているところもあって、傷害致死だと何年というふうな形で決めてくださいということだったんですが、もう殺意があったんじゃないのかなって、ちょっと正直思ったんです、自分ですね。ただ、もうそれは傷害致死ということで考えてくださいということ言われたので、その枠内で考えていいものなのかどうかというのはちょっと疑問に感じました。

司会者：なるほど、そうすると、そこまで深く考えられるということは、証拠調べに当たって特に何か抵抗をお感じになったようことは余りなかったんでしょうか。

裁判員経験者 5：その辺の内容に関してはそうですね。ただ、やはりその中で、やっぱり判断する上においては、全部それで判断ができないところもあるので、やはり憶測を呼ぶところとかもちょっと出てきたんですね。

司会者：ありがとうございました。

齋藤裁判官：3番さん、4番さん、5番さんが関与された事件で、頭部を看板に打ち付けたかどうかというのが争点だというふうに冒頭陳述を見ると書いてあるんですけど、これ、現場の血痕等で立証って検察官はされているんですけども、その血痕の写真とか、御遺体の写真もあったようですけども、それは御覧になったときに、これはちょっと見たくないとか、あるいは家に帰ってもちょっと思い出してしまったとかというようなところはなかったのかどうかというのを、ちょっと3番さん、4番さん、5番さん、どなたでも結構ですけど、伺いたいんですけども。

裁判員経験者 4：そんな残酷なものではなかったですので、その辺は切り傷のような血ぐらいですよね。

裁判員経験者 5：写真関係を見ても、別に、状況証拠はちょっと分からないところも多少ありましたけど、精神的にどうこうというのは特になかったですね。

司会者：3番の方も大体同じですか。

裁判員経験者 3：はい。ただ、検察の論告求刑の中身について言えば、初めて聞く名前なんですよ、証人、そこに登場する人物の名前が。それについて、それは調書を何回も読めば分かるはずなんですけど、いきなりぱっと見せられて、この人誰、この証人はいきなり出てきたけど、書いてあるんですけど、場面として浮かばないんですね。証人の言う時間的経過がもうばらばらで、脈略がないものですから、事件の状況が浮かばない。だからその、初めての人にも分かるような検察の裁判員裁判のときには、分かりやすい、時間的経過も含めて、論告求刑の文章を作ってもらいたいなと思いました。

それと、先ほど齋藤裁判官が言われたんですが、一番疑問だったのは、例えば頭を看板にぶつけて、それがどないしたの。そんなんぺらぺらの看板ですよ、ブリキみたいな。そんなので死ぬわけじゃないですか。それが論点になるということが全く分からない。隣はコンクリの壁なんですわ。そこへぶつけて死んだんだったら分かるんです。だから、ぺらぺらのブリキの看板に頭をぶつけて、それでそれが争点になっている。それは一体何なんだ。しかも、その看板付近に血痕は飛び散っているけども、路上には一切証拠物として血液が飛び散っていない。それはおかしいやろうと。そこに検察官、警察官の思い込みがあったんじゃないかなあと、そういうふうに思いました。

司会者：3番の方も含めてですけど、事件の証拠の中身に具体的に何だろうという疑問を持たれるということは、その出された証拠、それ自体にはそれほど抵抗なく入っていかれたのかなという印象を受けましたけれども。2番の方、いかがですか、何か、証拠調べの中で、これはちょっとと思われたり、後々残ってしまったなんていうのはございましたか。

裁判員経験者 2：最初のほうに警察官が、110番通報されて警察官の方が来られるんですけども、被告以外は全部その場で家族が亡くなっているの、警察官と被告しか現場を分かっていないんですね。後から私たちがどうかなと思っても、公判のスケジュールがどんどん決まっていっていますので、遡及して、じゃあ、この警察官の方にもう一回お話を聞かせてくださいとかということが

できないので、そこはもうやっていくしかないのかなというふうな気はしました。

司会者：現場の写真とか御遺体の状況なんかの写真や図面なんか出ましたか。

裁判員経験者 2：そうですね。はい。何度も刺されていますので、ある程度予想はしていたんですけれども、やっぱり余り、子供ですので、私も子供がいますので、気持ちのいいような感じではなかったです。

司会者：1番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者 1：質問の意図と違うかもしれないんですけれども、私の分に関しましては、精神鑑定をされた医師の証人尋問というところがあったんですけれども、先ほど申し上げましたように、私のほうはちょっとその辺りの勉強をしかけて、全くそこを知らないわけではなかったのですが、証人尋問を聞きまして、なるほどなと思う部分もあったりしたんですけれども、そういったことを全く御存じのない裁判員の方でしたら、それ自体何も分からないので、証人尋問で医師が言ったことは必ずというんですか、それはもう正しいことやという形に。でも、それは正しい証拠という形でとってしまうだろうなと思いましたのと、あと私が一番重点的に見ておりましたのは、やはり被告人質問のところだったんです。そこで本人が、被告人がお話しされることと、その後、私もいろいろ質問しようと思っていたんですけれども、何せ時間がこれだけで、裁判員の質問時間はこれで限られて、結構、皆さん質問をされたわけなんです。時間がどんどん押し迫っているというところと、どんな質問を、本当にこんな質問をしていいんだろうかというようなところと、それに対して被告人が返してきた言葉に、次、じゃあ、そこで自分がうまくまた質問できるだろうかというようなところで、ちょっとそこら辺が不安だったといえますか、もう少し時間が、余裕を持って、裁判員のほうにも質問させていただく時間があってもよかったかなと思ったりはしました。

司会者：ありがとうございます。証拠の中身なんかについて、ちょっと見たくないとか、後々尾を引いたなあなんていうのはありました。

裁判員経験者 1：特になかったです。

司会者：ありがとうございます。

森検察官：質問なんですけども、2番さんに質問なんですけど、写真の話が出てまして、具体的に写真の枚数ですとか、あとはカラーだったり、色がついていないものがあるのかとか、あと割と引きで撮っているものなのか、近目で撮っているものなのか、その辺りをちょっと教えてもらっていいですかね。

裁判員経験者 2：写真自体がカラーだったのかどうだったのか、ちょっともう覚えていません。引きであったかどうかというのは、結構近かったような気はします。ただ、体のどの部分なのかというのがはっきりとよく分からない。首から下、それから、腰より上とか、そういうふうな形で出ていましたので。

森検察官：逆に、傷に割と接写というか、近目という意味ですか、そこまではない。

裁判員経験者 2：そこまではないです。

森検察官：御遺体が3人分ということなんですけども、お一人当たり、枚数的には何枚ずつぐらいありました。

裁判員経験者 2：2枚とかそんなだったと思いますけれども。

司会者：検察官としては、そういう重い事件であれば、より、犯情というんですけれども、悪質な部分を出そうという立証をしようとするのではないかと思うんですけど、どうですか、検察官としては。

森検察官：私も検察官として、裁判準備をするときに、やっぱり写真をどの程度準備して皆さんにお見せしたほうがいいのかと、いつも悩むんです。それで、今、おっしゃっていただいたような、決して、写真を出すことによって、より重い量刑を科しておるとか、そういうことを考えているわけでは全くないんです。ただ、実態はこうであったんですよということを見ていただきたいという気持ちですね。それを見た上で、きちんとした判断をしてもらえればという気持ちの一つあるんです。ただ、やっぱり負担もあるので、その辺り、お見せしなくても済むのであれば、それもいいでしょうし、ただ、人によってどうして

も見たいという人もいらっしゃるかもしれない。それは本当に、選任されて始まらなければ分からないと、こちらが始まる前の準備なので、その辺りのせめぎ合いがあるんですけど。今日の皆さんのお話を伺っている限りでは、選ばれた以上は前向きにというか、見ることも躊躇はしないというか、そういう雰囲気なんですかねと、捉えてもよろしいんでしょうか。そうはいつでも、今後、別にいっぱい出すとか、そういう意味じゃないんですけど。

司会者：いかがでしょう、ほか。逆に、もっと詳しいものが出たほうがよかったとか、あるいはもうこの辺はちょっと出過ぎだなとか思われたようなことはありますか。

裁判員経験者 5：私の場合だと、事件の真相を知る上では、やっぱり限りある写真の証拠とかは全て開示してもらいたいなという気持ちはありました。

司会者：ほかの方いかがでしょう。2番の方。

裁判員経験者 2：写真に関しては出たほうがいいのかなどは思いましたけれども、何せ、何度も繰り返しますけど、初日なので分からない。例えば、血痕がいっぱい出ている写真なんかも出ているんですけども、それとか布団が、血だまりができるような写真も出ていたと思うんですけども、ちょっと判断能力がなくなってしまう、映像としてしか処理できていないので、そのインパクトというのはちょっともう分からないような状況ではありました。

裁判員経験者 4：私も判断能力というのはずぶの素人なので分かりませんが、写真を見ても。

司会者：今日、お集まりの方がということかもしれませんが、内容のショッキングさとか、そういうものよりも、前提として、どういう証拠なのかというのが分かるのに時間がかかるというようなことになるんですか。そうではないんですか。

裁判員経験者 3：そういうことじゃなくて、やっぱり前向きなんでしょう、言われたように。やっぱり選ばれた以上は亡くなった方にかわって真相を究明してあげようと、これはもう基本姿勢だと思うんですよ。だから、それを証明する

ために出される証拠写真でしたら、それは意味があると思うんですわ。だから、わけの分からない残酷な写真を見せられるとつらいと思うんです。だから、検察なら検察の意図が分かるような証拠写真であれば、ああ、何と残忍な事件だったんだなということが分かれば、それはそれである意味、意味があると思うんですけど、やたらめったら、違う判断でふるい落とすのはちょっとおかしいかなと思います。

司会者：なるほど、ありがとうございます。

裁判員経験者 4：写真よりも、この私たちの事件の場合は、結局、地面に後頭部付近を打ち付け、更に拳で顔面を数回殴るなどの暴行を加え、被害者を転倒させ、その後頭部を地面に打ち付けさせ、右椎骨動脈損傷、外傷性くも膜下出血等の障害を負わず、これは医師の診断書があるんです。

司会者：ありがとうございました。はい、どうぞ。

裁判員経験者 1：真実といいますか、事実というのは一つだと思いますので、それを明らかにしていく上においては、本当に検察官の方、弁護士さんの方も、私たち裁判員であつたり裁判官の人が協力をして、早く本当の真実をつかめて、正しい判断ができるという上であれば、必要な証拠であつたりが必要かとは思っています。

司会者：なるほど、ありがとうございます。では、弁護人の立場から、実際に1件の主任弁護人をされていたので、その辺りからも含めて、弁護人としての見方、戦略みたいなことをどうお考えなのか。

秋田弁護士：今、お話を伺っていて、本当に参考になるなと思っていました。確かに今、証拠の厳選ということも言われています。それからたくさんの方に対して、とにかく御遺体を見ていただくことによるショック等によって非常に気分が悪くなられたりとか、そういうことがあってもいけないということで、非常に配慮をしているというのが現実だと思います。ただ、やはり遺体だけの問題ではなく、やっぱり、今のお話を伺っていたら、事件の態様とか、遺体だけの写真だけにちょっとどうも議論が、法律家というか裁判所ともやっている

と、そういう議論になりがちなんですけども、どうもお話を伺っていて、もっと行為態様とか、そういうことも含めて真相をというもの、そういうことを本当にトータルで知って解明してもらいたいんだという、そういうお気持ちなんだなというふうに、今、聞いていて思いました。だから、その点は非常に留意をしなければいけないなというふうに思っているんですけど。今、ちょっと話を蒸し返すんですけど、繰り返しお話を聞いている中で、やはり時間が、それをそしゃくするというか、考えている時間が追われて余りないということが一番裁判員の方にとってはしんどいことなのかなというふうに思って、その場合、じゃあ、どうすればいいのかなという、何か、むしろその部分について、我々、もちろん裁判員の方々に対して、先ほど石川さんのほうからもありましたけど、とにかく時間とかをすごく気にしまして、とにかく短い間にやっておうという発想が強過ぎて、なので、何かいい工夫、例えば、今、お話を聞いていて考えたことの中でいうと、例えば証拠調べというのも写真とかをぽんぽん見せるだけじゃなくて、何かそれについて証人尋問と組み合わせるとか、そういうことでじっくり聞く時間を持つとか、いろんなことが考えられると思いますけど、そのあたり何かこうすればいいのになとか思ったようなことがあれば教えていただきたいなと思いますけど。

裁判員経験者3：基本的には論告求刑も含めて、やっぱり裁判官、裁判員の方が目に浮かぶような、要するに事件経過が分かるような、そういう書類を作ってもら、論告求刑の書類を作ってもら。例えば、何時何分に救急車が来て、何時何分に、それからして3分前にけんかが始まったとか。だからもう全然時間的経過が論告求刑の中に入っていないんですわ。だから、事件の経過が思い浮かばないんです。だから、事件の経過が分かって、その中でこれが本当か、これがうそかとか、これが、要するにおかしいやないかとか、そういうのが考えられるのであって、ばあっと名前を出されて、各証人が違う証言をするわけです。それがつながらないわけです。だから、それがつながるような、その前の準備段階で、それをつながるような書類を作って、それについてどこを争う

のか、どこが、弁護士は間違えというて、検察は、いや、これは正しいんやという、その論点が全然分からないわけです。だから、少なくとも看板に頭を打ち付けたかどうかなんていう、そのくだらないことを論点にするんじゃなくて、もっと誰が考えても、これおかしいやろうというところが分かるような、まず、検察の書類を作ってくださいよ。それについて、弁護士側で、これは反対意見としてこういう意見がありますよという、明らかな違いが分かる、その書類をきっちり作ってくれば、本当に押して押していっても考える時間はあると思うんです。だから、今の、要するに裁判官が裁判をするような、今までのような書類ではだめだということなんです。だから、書類を書いてください、分かりやすいように。誰が見ても分かるような、要するに、求刑をしてくださいということだと思えます。

司会者：ありがとうございます。2番の方。

裁判員経験者2：不謹慎なたとえかもしれないんですけども、私にとって、何か小説を読んでいるような感じになるんですね。何がポイントだったのかというのがある程度のところまで来ないと分からないのに、ほぼ半分ぐらいが終わってしまっていますので、そこから、あ、ここがほんまは聞きたい、僕は聞きたいんだなというのが、気付くまでにやっぱり時間がかかってしまいますので、それが初日に粗筋ですとんと来られると、やっぱりちょっとついていけなかったかなという感じがします。

司会者：なるほど。4番の方、ございますか。

裁判員経験者4：私もやっぱり判断能力というのは大事ななと思ってます、素人でいきなり無理ですよ。もうやるしかないなと思って、もう、ただ座りますね、あそこへ座って、本当に。それで証人の方も出てこられるんですけどね、何かこう、友人だからかばっているのか、ぼそぼそとした小さい声で聞き取れないし、どこまでうそをついても、うそは私たち見抜けませんしね。どうなんでしょう。

裁判員経験者5：選任手続から無作為に選ばれてやってきているので、多少なり

とも向いている，向いていない人もいますので，適性で不相応みたいな形でやるのも一つの手なのかなというのは，正直ちょっと感じますけど。また，判断を，いい判断を下すのに，やはり少し時間が欲しいということも先ほど言わせてもらったんですが，時間だけではなく，時間とか環境とか，また，そういった裁判員としての教育ですよね。いきなりどんと，よし，やれと言われても，ちょっと難しいので，多少なりとも少し教育をしてもらえる時間があれば違うのかなという気はします。

司会者：何かありますか。

裁判員経験者 1：詳しく覚えてなくて申しわけないんですけども，当日，資料をいただいて，今から入りますという形で法廷のほうに行ったかと思うんですけども，書類を少し読み込む時間を，法廷に行く前にちょっといただけたら違うのかな。おっしゃっていることが，あそこにこういうこと書いていた，このことなんだなということが分かるかもしれませんので。

司会者：なるほど，ありがとうございます。実際に秋田さんは1番の方の事件を担当されたので，弁護人としてどう工夫をしたんだけだなというような話がありましたら，お聞かせいただきたい。

秋田弁護士：今，本当に思い出していると，やはり先ほどからお話を伺っていて，そうだろうなと思ったのは，確かに証拠調べが，冒頭陳述というのは証拠調べの一番初めにあると，それがガイダンスになるというのが我々の認識なんですけども，それが今のお話を聞いていると，十分なガイダンスになる前に，もう証拠調べに本当に入るといえるのか，証拠調べ，そのためにやっているんですけど，ちょっとそこにすき間がなさすぎて，実際の証拠調べが理解しづらいのかなというふうに，今，お話を伺っていて思いました。確かに，その後，客観的な証拠として，例えば現場の写真とか，そういうものとかが大分出たわけですけども，ぱっぱっぱと写真が出てくる。それからもちろん御遺体の写真なんかも出てきますけど，確かに関係付けとかが，一応，検察官は非常に工夫して，今，我々から見たら非常に分かりやすくなっているようには思っているんですが，

やはり早過ぎて、まだ理解しにくいのかなという。だから、場合によっては、例えば冒頭陳述と証拠、実際の証拠調べの間に若干、時間を持ってもらう。その上で証拠調べに入るとか、そういうことが、今、提案として考えられるのかなというふうに、今、聞いていて思ったんですけど、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：裁判員の方でも、ある程度裁判に興味がある方もたくさんいらっしゃると思うんです。私は全然ないんです。もう興味もないし、新聞でも余り裁判のほうに無関心だった。いきなり、こう、抽せんに当たってしまったので。でも、やっぱり裁判長なんかのお話、丁寧に量刑なんかでも分からなかったら、分かるように説明していただいたということには感謝しています。それはよくしてくださいました。本当に勉強になりました。感謝です。ありがとうございました。

司会者：裁判所の立場からどうですか。公判前整理手続の段階で、いかに証拠を厳選してというようなことを我々やっているんですけどね。

齋藤裁判官：できるだけ分かりやすいようにしつつ、かつ、すごく時間がかかってはいけないという思いもあるので、そのバランスの中でいろいろ工夫をしているんですけども、なかなか今日のお話を伺っていると難しいですね。そのバランスですね。真相解明に向けて証明をするものならば必要というお話も随分ありましたので、難しいですね。また、秋田さんが、遺体の写真だけはどうかというふうに言われたら、また興味があるところはそこになってしまいますので、またちょっと話を戻してしまいますけれども、例えば、本当に、皆さんがごらんになった感じではそうでもないということなので、恐らくそれは工夫した結果がそこに多分表れているんだと思うんですね。それで、例えば殺人事件とか、今回の傷害致死の事件とか、普通はお医者さん、法医学の先生が解剖したりするんですよ。そういう、例えば、ここに、外からは分からないんだけど、解剖してみると、中に血がいっぱい出血しているのがあるというようなことが分かるという事件もあるんですけども、そのような場合、例えば、そういう写真があってもいいのか、あるいはやっぱり口頭で説明してもらった

ほうがいいのか、あるいは絵を描いてもらったほうがいいのか。いろんな選択肢があると思うんですけども、そういう、仮に写真が、写真というか、そういうことが問題になる、皆さんの事件が仮にそういうことが問題になる事件だったらどんなふうに工夫して証拠にすればいいのかというような観点から、何か申し出ていただけることがあれば、ぜひこの機会に教えていただきたいんですけども、その辺りはいかがでしょう。

司会者：どうでしょうか。ちょっとなかなか想像しにくいかもしれませんが、どうぞ。

裁判員経験者3：やっぱり一番は分かりやすさだと思うんです。だから、別に写真でないとあかんということはないけど、百聞は一見にしかずで、やっぱりビジュアル的なものは必要だと思うんです。ただ、写真であればいいかというのと、やっぱりメモが有効、図が有効な場合もあると思うんです。それは組み合わせてやってもらったらいいいし、やっぱり前向きにというか、片一方は死んでいるわけですから、死んだ方に代わって真相を究明しているわけですから、どうしてもそれが嫌だという人は、はっきり言って見なかったらいいわけで、出すほうが分かってもらうという意図が見えるような証拠を出してほしいんです。もう勝手に作って、分かるやつに分かったらええわというふうな証拠ではだめだと思うんです。だから、分かってもらおうという気持ちが、分かるような書類を作ってほしい。

齋藤裁判官：それは、写真でも図でも口で説明してもいいけれどもということですかね。

裁判員経験者3：はい。

齋藤裁判官：やっぱり分かりやすいというのが、一番大事。

裁判員経験者3：そうそう、分かってもらおうという気持ちが、もう見たら分かると思うんですよ。取りあえず出した書類というのは分かります。もう、こんな、誰がこんなもの理解するんやという書類が出てきましたから、実際問題。だから、そういう意味では分かってもらおうという気持ちが書類にも見えると

いう、やっぱりそういう気持ちで書類を作ってもらいたい。そう、思いますね、
検察も弁護側も両方。

司会者：なるほど、厳しい御指摘。どうぞ。

裁判員経験者 5：私の場合は、余分な、無駄な写真は要らないと思うんです。主に争点に上がるところの証拠写真ですね。絵とか文章とかいうのもあると思うんですが、やはり遺体は、ものを全てを語るというように、やはり写真で一見するのは非常に大事なことなのかなと思いますので、その写真によるものは、余分な、例えば運ばれている途中の写真とか、そういうものはいいと思うんですけども、やっぱり遺体の状況の写真を、争点になっている部分に関しては、特に僕は出してもらいたいなと思います。

司会者：ありがとうございました。秋田さん、今回の事件で証拠採用に当たって、弁護側から何か特に注文を付けたとか、苦労したというようなことはございましたか。

秋田弁護士：この事案、1番の方がやられた事件は、判決文にも出てくるんですけども、遺体を200か所損壊ということで刺しているという問題があって、しかもそれが大阪港に捨てられたということで、死体遺棄と死体損壊がくっついていると。そういうことで、検察官側は当然、その遺体を出したいんだということを言っている。しかし、それが本当にどうなのかというか、それをある意味でそういう写真を出すという、最終的には妥協的な形で、時間がたってから出てきた遺体ということになりますので、犯行の結果として確かに悲惨なことにはなっているけれども、その捨てたときの状況が必ずしも直ちに反映されている写真とまで言い切れないという中でどうするかということも問題になって、最終的には写真を白黒にして、そして余り大きなものにしないという形で出して。たしか2枚だったという、2枚でしたよね、1枚でしたかね。

裁判員経験者 1：1枚でした。

秋田弁護士：1枚だったかもしれません。そういうことで、裁判所との間でもお話がありました。そういうことになったんですけど、その中で、ただ、そうす

ると、200か所刺しているかどうかというのは、実はよく分からない写真にはなっていたと思います。実際、写真を見ても、本当に細かいところまで見ないとよく分からない部分があるというところがあるので、そのときにどうなのかという。で、200か所を刺したということの意味も本当は問題になり得て、200か所刺しているからひどいという見方ももちろんあり得るんですけども、私たちが依頼者から聞いていた話は、もうそのときに沈むと思っていたものが沈まなかったからびっくりして、もうとにかく無我夢中になっちゃったと。要するに、海に捨てた途端に沈んでいくと思っていたものが沈まなかったから、もうこれ、とにかく刺したら沈むんじゃないかという話になって、もう無我夢中でやっちゃったから200か所になっちゃったという、そういう話だった。しかしそれを、例えば、そういう弁解を仮にしたときに、じゃあ、それをどう見るのかということもあるし、そこを、本当に、そこが例えば犯行の悪質性ということで争点化されていったときに、じゃあ、そのことをどう見るのか。例えば、200か所というものはどう見るのかみたいなことに議論になっていったらどうなったんだろうと。結論的には、その辺りは、むしろ、1番の方がおっしゃったとおり、責任能力とかそちらのほうに重点が置かれましたので、必ずしもそちらのほうに議論は焦点化がされなかったという面もあったんですけど、今、その辺りが争点化、仮にされた場合に、200か所とかそういう意味とかということになったとき、写真のあり方がどうだったのかだとか、そのときに、じゃあ、200か所刺したということはどう評価するのかみたいなことを議論した場合は一体どうなるのかとか、ちょっと仮定の問題ですけども、悩ましいところです。その辺り、1番の方も含めて御意見を伺えるのであれば、ただ、まあ、そういう話をここでするのかいいののかも含めて、それは司会にお任せいたします。

司会者：1番の方、何かお答えになることがございましたら。

裁判員経験者1：今回の私が担当させていただいた事件が、私の中では責任能力があるかどうかというところが争点になっている。だから、精神鑑定の医師の

方も来られて、証人尋問というところで、そこが一番の争点だろうなとは思ってはいましたけれども、評議の中の内容はお話しできないということなので、余りそこは触れられないんですけれども、本当に真実を、先ほども申し上げましたけど、真実をより早く解明して正しい判断をするためのものであれば必要だと思えますし、3番の方もおっしゃったように、私も自分の仕事の中で気を付けなけきゃいけないと思っはいるんですけれど、専門家は、その言葉、普通に一般的に毎日使っているから、別に普通に淡々とお話しされると思うんですけれども、専門家じゃない人にとっては、全くそれは本当に新しい初めての言葉ですので、その辺り、やっぱり誰でも分かりやすいといひますか、市民でも分かりやすいような言葉で、くだいてゆっくりと時間をかけて説明してくださればとは思ひます。

司会者：ありがとうございます。証拠調べの関係については、まだまだ多分いろいろと探れば出てくるんだらうと思うんですけれども、時間等の関係もありますので、別の観点から伺いたいと思うんですけど。私なんかも時々申しあげることがあるんですけれども、犯罪というのは、皆さん、普通、直接身近な方が犯罪の被害に遭ったということがあれば別なんですけど、そうでなければテレビで見るとか、新聞で見るとか、あるいは小説とか映画とか、そういう限度での、一歩離れた場面での犯罪との接し方にすぎないんじゃないかと思うんですが、ただ、実際、皆さん選任されますと、いや応なしに、事件の中を、そのものを直面させられるというところもある程度あると思うんですね。実際、3番の方もおっしゃったように、眠れなくなったとか、その日はなかなか寝つけなかったなんていう方もよく伺うところなんですけれども、実際、この裁判の期間中、どうでしょう。やっぱりふだんの、普通の生活と比べて、何か特に大きく変わったり、心配になったり、不安になったりしたようなことはございませんでしたか。

裁判員経験者5：不安になったりということは自分の場合はなかったんですけど、ほかの裁判とか、判決の事例とかやっぱりちょっと見るようになりまして、今

回もちょっとやっぱり思ったんですけども、何でこういう量刑の決め方とか、そういったものに関してはちょっとやはり分からないところがいまだにまだあるので、そういうところは非常に疑問などはあります。

司会者：ふだんの生活などでは特に。

裁判員経験者 5：全然。

司会者：ありがとうございました。1番の方、いかがでした。

裁判員経験者 1：私の場合、6日間あったんですけど、その合間合間に仕事も行っておりますので、内容どうだったのと聞かれたときに、守秘義務というのがありますので、どこまでそれを答えていいんだろうという部分と、すごく最悪のことも考えますと、やっぱり証人として被告人のお母様も来られていたんですけども、その被告人に対して私が質問したことに対して、反感を持たれる、お母様やほかの方も来られていたら、裁判が終わった後に後ろからつけてこられていないだろうかとか、すごく不安に思って、ちょっと道を変えて帰ったりとかはしました。

司会者：ありがとうございます。2番の方、いかがでしょう。

裁判員経験者 2：私は特にそんなにストレスを感じることはなかったように思います。最初的时候に何かあったらここに電話かけてくださいねというようなカードも渡していただきましたし、特に変わったことはなかったです。やっぱり初日がつらかったので、中之島の橋を渡っていくときはかなり落ち込んだりとかしましたけども、それ以外は大丈夫でした。

司会者：今回、刑は無期懲役ということで非常に重いものでしたけど、言い渡しが終わった後、しばらく何かそのことで頭から離れなかったというようなことは特になかったですか。

裁判員経験者 2：私たちがかわった判決というのは無期懲役になっているんですけども、その後、被告は控訴してというふうな、その後がどうなったかというのは、私たちは全然分からないので、新聞なんかで裁判員裁判で出た判決が覆りましたよというのが何件か出たりしますので、本当に正しかったのかど

うかという部分に自信が、自信を持つ必要もないんでしょうけれども、そういうものの情報が全く、取ろうと思っても取れないというのが反対にストレスになったりすることはあります。

司会者：ありがとうございました。冒頭の、3番の方、寝られなかったというふうにおっしゃっていましたが、振り返ってみて、やっぱり何がきつかったのでしょうか。

裁判員経験者3：やっぱり真摯に死ということを本当に考えたというんですかね。ふだん、やっぱり生活にかまけてというか、ずうっと流されてずうっと行っていたのに、ぼんとう、非現実の、かなり向こうにあった死というのが近くまで来てしまった。本当にそういうようなものは、自分の人生これでよかったのかなということぐらいまでやっぱり近づいてくるわけです。だから、そんなのは別に裁判をやったからということで、悪い面だけじゃないと思うんです。だから、そういう面では考えさせられた、一つの契機にはなったというふうに思いますね。だから、夢にもたまに出てくるんですけど、それが、例えば、負い目になるとか、そういうことは一切ないですね。

司会者：ありがとうございます。4番の方も、確かしばらく寝付けなかったというふうに。

裁判員経験者4：そうですね。特に理由ってないんですけど、やっぱり初めての経験でしたので、いろんなことが頭に浮かんできたんだと思います。心配とかそういう、怖いとかというのは余りありませんでしたけど、ただ、睡眠だけが3時間ぐらいでしたね。でも、一生に一度、こういう体験をさせていただいて、本当に感謝しています。ありがとうございます。

司会者：そうおっしゃっていただくとありがたいんですけども。それで2番の方もお話しになりましたけど、多分、時期的な違いはあるかもしれませんが、何か心配事等がありましたらメンタルサポートの窓口がありますよというような形で御案内をしていると思いますし、あと、何かあったらぜひ裁判所のほうにでも遠慮なくお話しくださいねみたいなことを、多分言っているんじ

やないかと思うんですが。そういうサポートがある点であるとか、あるいはサポートは電話してくださいねということになっているわけですがけれども、そのアクセスと申しますか、何かとつきにくいなというところがあったりしないかどうかって、ちょっと不安に思うところなんですけど、いかがですか、何か感想ございますか。

裁判員経験者 4：私は家族にいろいろ質問、相談すると、答えがいろいろ返ってくるんです。主人が結構法律に詳しいんです。当たったときに、何でわしが当たらなかつたんかなとかというように言うているんですけど、素人が当たってしまって、最初、裁判所から文書が来たとき、こう言われました。おまえ何か悪いことしたんちゃうかってね。そういうふうに言われました。中を見たら、こう、ここで、こういう、候補者の名簿なんやなって。何かあったら、結局、主人のほうが詳しいので、いろいろ援助してくれて、家族が大事やなと思いました。

司会者：つまり家族の中でこうしようということですね。

裁判員経験者 4：そうです。いろいろ心配事とか全部言っていました。

司会者：ほかの方、いかがでしょう。何かサポートがあることについて、何かお考えのところがあれば。

裁判員経験者 1：やはりそういったサポートがあるということはちょっとした安心感になりますし、評議とか休憩時間の中においても、裁判官の方であったり、一緒に食事を取ってくださったりとかして、すごくリラックスさせてくださる部分があったので、評議以外のところで少し気を抜ける、安心が持てるというのは、身近に感じられるというところを工夫してくださっていたのかなというのは感じました。

司会者：ありがとうございます。ほかの方、何か、どうぞ。

秋田弁護士：1番の方の中で、質問をしたこと自体にちょっと不安を感じたというお話があったんですけど、例えばそういう話というのは評議の席で裁判官に相談してみたりとか、そういうことはされたんですか。

裁判員経験者 1：していません，それは。

秋田弁護士：やはり思ってもできないというものだということになるんでしょうか，そういうのは。

裁判員経験者 1：質問すること自体，頭になかったです。相談するとかというようなところはなかったですね。

秋田弁護士：それはやっぱり目の前の裁判官は敷居が高いとか，そういう感じなんじゃないかな。

裁判員経験者 1：そういうことではなく，本当にフレンドリーな感じでしたので，そういうのはなかったんですけども，多分，そこまで頭が回っていなかったただだと思います。

司会者：例えば，証拠調べの間でも，あるいは評議の間でも，それが終わってからもいいんですけども，例えば裁判所なり裁判官なり，もうちょっとこういうところに気を付けてもらおうと，もうちょっと楽にできたんだなあというところがあったり，あるいは検察官や弁護人のほうで，検察官，弁護人は法廷での場面に限られるということになると思うんですけども，こういう配慮なり工夫があつたら，もう少し楽にできたんだけだなあなんていうことございますか。どうぞ，2番の方。

裁判員経験者 2：法廷の中で，検察の方が話されるストーリーというのは非常に頭に入りやすくて分かりやすかったんですけども，弁護士の方がお話しされるのというのはちょっと分かりづらいのかな。検察の方は裁判員に向かって話しているような気がするんですけども，弁護士の方は裁判長に向かって話をされているようなイメージがありまして，まあ，私たちが分からなくてもいいのかなという，そういうふうな気はいたしました。

司会者：どうですか。

秋田弁護士：それ，我々は弁護士会で研修しているときには裁判員の方々にお話しするようにということで研修はしているつもりなんですけど，何せ弁護士というのは一国一城の主，それぞればらばらに仕事をしている個人商店主みたい

な人が多くて、検察官ほどきっちりと、押しなべてきっちりとした研修ができていないという現状がありますね。今のお話はぜひ参考にして、また研さんを積むように、弁護士会全体として取り組みたいと思います。ありがとうございます。

司会者：齋藤さん，裁判所の立場から事後的なケアその他について，何かお感じになるところはありますか。

齋藤裁判官：皆さん，それほど負担は感じなかったとおっしゃっているんですけど，裁判官，結構，心配性なもので，大丈夫かな，大丈夫かな，こんだけ見ていただいて大丈夫かなというようなところがあるんですけど，例えば，今，なかなか1番さんも裁判官には相談しにくかったというようなお話があったんですけど，例えば事件が終わってから，裁判官が，例えば，1番さんのところに大丈夫でしたかというような電話をするというようなことがあるとよいのか，それともうっとうしいのかというようなところは，何か1番さん，お考えのところはありますか。

裁判員経験者1：人それぞれだと思っんですけども，電話じゃなくて，その場でお声をかけていただくほうが，よりそのときにこういうことを感じたなというのをすぐお答えできるかもしれません。

齋藤裁判官：むしろ，その場その場でいろんな気を使って，大丈夫ですか，あるいはこんなところどうでしたかねというような感じでお声かけしたほうがよりよいだろうと，こういう感じですかね。

裁判員経験者1：はい，そうですね。私の担当してくださった裁判官の方たちはそういった配慮があったかと思しますので。

齋藤裁判官：ありがとうございます。

司会者：いかがでしょう，何か。判決宣告も終わって裁判所を出られたら，もうすっかり事件のことは頭から離れられたか。

裁判員経験者4：そうですね。離れておりました。

司会者：3番の方は時々夢にというお話もあるんですけども，後々で何か裁判所

のほうからフォローがあったほうが。

裁判員経験者3：いやいや，大きなお世話です。もっと国民を信用してもらいたいですね。やっぱり何か裁判所が国民におもねるのもおかしいし，軽んじるのもおかしい。やっぱり日本国民をもっと信用してほしいし，やっぱりシステムを，今の若い人の意識は変わっているから，その裁判のやり方を変えてほしいと思いますね。そういう意味で，分かりやすい裁判にしてほしいし。量刑はめっちゃ軽いなと思いましたね。めちゃくちゃ命が軽いなと思いました。殺され損やなと思いました。日本の国は殺され損の国だと思いました。いや，生きること自体はやっぱりみんな罪があると思うんです，逆に。けども，やっぱり人を殺して2年や3年というのはおかしいですよ，そら，殺意があろうとなかろうと。やっぱりそれなりに犯罪は反省してもらわないと。そう思いましたね。だから，国民感覚というんですかね，普通の常識，感覚からいうと，今の裁判は私はおかしいと思います。量刑が軽過ぎると思います。

司会者：ありがとうございました。どうぞ。

裁判員経験者4：量刑を決めるときに，過去のものとは比べながらやっぱりされるんですか，こういう傷害致死だったらこのぐらいの，コンピューターから出して，このぐらいの刑が標準ですと言われますよね。何回も出してくれましたけど。それが。

司会者：やっぱり過去のものとは余りかけ離れてはいけないなというところがありますね。それは，それぞれの事件の内容によるので，前がこうだから今回もこうですというふうにはならないはずなので，それは多分，それぞれのところで説明をされているんだろうと思いますけど。

裁判員経験者4：お姉さんがかわいそうで。重い刑をしょってもらいたいなと思ったんです。でも結局，9年になりましたね。

司会者：ありがとうございます。2番の方，後々で裁判所のほうから何かあればいいと思われませんか。

裁判員経験者2：精神的なフォローとかは，もう裁判所を出たら裁判員ではない

ので、そういうことは全然必要はないと思うんですけれども。先ほど申し上げたように、自分たちがかかわった被告が、その後控訴をしているとか、判決が変わっているとかというのはちょっと気になる場所なので、当然、裁判所に電話すれば分かるんでしょうけれども、そこまではしつこくしませんので、何かそういうのが分かるような制度があれば、ちょっとほっとできる場所もあるのかなとは思いました。

司会者：これも各部それぞれの扱いなものですから一様には言えないんですけれども、場合によっては、私なんかもそうなんですけど、御希望の方は後々控訴されたのかどうかはお伝えしますよということは話はしていたんですけどね。ありがとうございました。

いろいろと活発な御意見、御感想などを頂戴して、本当にありがたかったんですが、本当はもうちょっと続けると、よりいろいろと出てくるんじゃないかと思うんですが、時間との関係もありますので、この辺りで終わりにしたいと思います。

今日、意見交換会に参加されたことなどを含めて、あるいは、更に裁判員事件にかかわったことでも結構なんですけど、何か最後に感想、御意見ございましたら、それぞれ皆さん、一言ずつ伺っていきたいと思うんですが。1番の方からお願いいたします。

裁判員経験者1：何度も申し上げておりますが、私がかかわった事件はその責任能力の有無というところが争点というようなところだったと思うんですけれども、今のこの世の中で心を病んでいらっしゃる方というのは本当にたくさんおられると思うんですね。その辺りで、責任能力があるかないかという部分でのそういう傷害事件とか、そういう事件を起こしてしまうって、本当に紙一重だと思っています。そんな心を病んで犯罪を犯してしまった人とか、それによって被害に遭ってしまった人が一人でも少なくなるように、そういった理不尽な事件が少しでも減るような感じで、やはり日本全体で心のケアであったりとか、予防であったり、心を病んでいる人を早く発見して何とか手だてをしていくと

か、こういった事件を起こしてしまった後のフォローとか、そういったところのシステムであったりとかというのが必要かと思います。

実際、精神障害を持っている人が事件を起こしている人がすごくいるのかと
いったらそうでもない。一般の方がやっぱり起こしている事件が多いという
ところで、やっぱり誰でもなり得る、その心の病とかというところの正しい理解
というのを私たちもしていけないといけないのかなというふうに感じておりま
す。

司会者：ありがとうございました。2番の方、いかがですか。

裁判員経験者2：私は裁判員に加わらせていただきまして非常によかったと思
っていますし、今日もこういう機会を与えていただいてよかったと思います。
裁判官とか検察官とか弁護士の方というのは、非常に私たちにとっては雲の上
の存在ですし、敷居の高い存在だったんですけども、裁判員に加わったこと
で、本当に一般の私たちと変わらない感覚を持っているとか、こんなことを合
間合間でおっしゃるんだなということも分かりましたので、ぜひいろんな人に
参加していただければなというふうに思います。

司会者：ありがとうございました。3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：私も裁判員になって非常によかったと思います。いろいろ精神
的な部分はありますけど、それはもう本当に微々たる問題であって、やっぱり
もっと、今、本当に司法の存続意義が問われていると思います。恐らく今まで
どおりの裁判をやっていたら犯罪は減らないと思います。どんどん増えていく
と思いますし、これをやっぱり国民と一緒に考えていけないといけない。もっ
と司法と国民が協力して犯罪を減らす方向に、理想の空論ばかり言う人がおる
んですけど、そんなのではだめです。現実問題に犯罪が増えていると。刑務所
に入っている人が、もう刑務所が足りないくらい実際刑務所に入っているわけ
です。それが恐らくもっと増えるやろう。その中で、やっぱり真剣に、裁判所
も真剣に考えてほしいと思います。他人事みたいなことではだめなんです。犯
罪を犯したら警察が捕まえたらいいいやないか、検察が起訴したらいいやないか、

そんなことではだめだと思うんです。だから、本当にこの裁判員裁判を活用して、もっと犯罪をどうしたら抑止できるのかというのをもっと真剣に考えてほしいと思いますね。ただ送られてきたやつを判決びっと出して、ベルトコンベヤーに乗せて、こういう事例があるから、過去の判例と示し合わせたら懲役何年や、そういうことをやっていたら、これからも犯罪は減らないということを目覚めてほしいと思いますね。だから、その辺を目覚めないと、もう日本の国、ばらばらのぼろぼろになってしまうと思いますので、やっぱり国の存続というのは私は司法やと思います。だから、もっと検察も弁護士さんももっと真剣に、どうなのか、証拠調べ、やっぱりアバウトな部分がまだ多過ぎると思うんです。だから、みんなでやっぱり犯罪を減らすんだという、流されないようにしてほしいなあと、これは裁判員になって切実に感じました。

司会者：ありがとうございました。4番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者4：最近酒癖が悪い人で事件を起こすのが多いんですね。もっと、私もできていませんけど、自分を知るということを考えてほしいなと思います。例えば、自分のことが分かっていたら、これ以上飲んだらだめだと、とめられると思うんですね。そういうことが分かりませんよね、まだ私らでもできないんですね。つい、爆発したら、もう所構わずやってしまうような感じになるんです。酒に溺れないというのが一つと。

それと、裁判長って雲の上の人かなって先ほど言われていましたが、私も思っていました。怖い人やろうなと思っていましたが、本当にリラックスできて、今回は非常にいい勉強させていただきました。

司会者：ありがとうございました。最後、5番の方。

裁判員経験者5：自分が担当した裁判長と裁判官はすごく本当にいい方だったので、いい雰囲気の中で審理が続けられたのは本当に感謝しております。

結構、裁判員裁判なんで、こういった我々のような素人の感覚を一般的に取り入れて十分議論を深めるというのが目的なのかなというところも思います。適正な判断を、やはりするに当たっては、精神的に負担が裁判員にかからない

ようにするとか，十分な審理ができるような裁判員の適正を最初にテストするだとか，向いている向いていないももちろんあると思いますので，その辺はやはり教育という形を最初したほうがいいのかなどということは十分感じます。そういったところでいけば，やはり我々も，裁判員のほうも，やはり十分責任を持ってやらないといけないところもありますので，そういったところではやればいいのかなどと思います。精神的な感じでは，私もそこまで精神的な負担というのはなかったですが，やはり最初のころ，最初の1日目がやはり精神的にはすごく非常に負担がかかりましたので，そのこのところを一回見直していただければいいのかなどと思います。

司会者：ありがとうございました。じゃあ，法曹のほうで簡単に。まず，森検事。

森検察官：私もこういう仕事で，常に裁判員，裁判官の皆さんに証拠を見ていただく立場なので，どうやったら分かりやすくなるんだろうとか，分かっていただけかと考えながらやっているつもりですけど，やっぱりまだ自分が未熟だということがよく分かりました。特に3番さんのほうからもいろいろ検察官の書類は分かりにくいんだと，もっと伝わるようなものを作りなさいと，叱咤激励いただきましたので，今後とも頑張って職務に励んでいきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

司会者：秋田さん。

秋田弁護士：私も本当に裁判員の方々のお話をお聞きして，本当に勉強になりました。とにかく初日がそんなに大変なお気持ちでおられるということが大分キーワードになっていたかと思いますけど，そのことを心して，これからの裁判員裁判をやる時の参考にさせていただきたいと思いますし，もちろん，話し方，そういうことも含めて，これからいろいろ工夫すべきことをもっと工夫してやっていきたいと思っています。また，こういう機会がありましたら，ぜひよろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

司会者：齋藤さん。

齋藤裁判官：今日はいろいろありがとうございました。勝手な振り方をして無理

やり意見を言っていたいただいたようなところもありました。どうも申し訳ありませんでした。でも、それぞれの内容を伺っていると、本当に裁判、あるいは被告人のこと、あるいは被害者のことを一生懸命皆さん考えたいという気持ちがすごく伝わってきました、本当に頭が下がる思いでした。そういうお気持ちにぜひ応えられるような裁判にできたらなというふうに、今日はいろいろ考えさせられるところがある座談会だったと思います。今日はどうもありがとうございました。

司会者：大変駆け足で、しかも司会も悪くて、時間が延びてしまって申しわけございませんでした。今日は本当に、私のほうも大変参考になりました。ありがとうございました。

ちょっと時間超過していて恐縮ですけど、報道機関の方のほうで何か御質問がございましたらお受けいたします。

記者：今日は貴重なお話をありがとうございました。

できましたら、経験者皆さんにお伺いしたいんですけども、証人尋問や被告人質問が行われたときに、皆さん、それぞれ御自身でメモを取っていらっしゃると思うんですけども、その後に評議に臨んで、御自身のメモだけだとなかなかちょっと記憶が呼び起こせずにやりにくかった面とか、御負担になった面がもしありましたら、ちょっと教えていただきたいんですが。もし、仮にですけど、証人尋問や被告人質問、やり取りのメモが即座に評議で出てきたときに、こういうものがあれば助かるなというようにお思いになったこととかがもしあればお話しいただけますでしょうか。

司会者：5番の方からいかがでしょう。何かございました。

裁判員経験者5：証人尋問、被告人質問のときは大体自分もメモを取っていたんですが、やはりちょっと記入漏れする場合もありまして、審理のときにいろんなほかの方の意見を聞いたりだとかということもありまして、そこまでそのの不都合を感じることはありませんでした。ただ、それに対して、録音されていたと思いますので、その後も分からないところは録音を聞き直してということ

もできると聞いていましたので、非常に安心して聞くこともできましたし、実際、録音したものをまた再度聞き直すということもありませんでしたので、特にそこは問題はなかったと思います。

司会者：4番さん、いかがでしょうか。

裁判員経験者4：私、被告人に証人尋問で質問しましたが、全然メモを取らずに、いきなりしゃべってしまいました。それで皆さんが質問されていたことも、余りそこで聞けなかったんですけど、それはちょっと後悔しています。聞きたかったかと、詳しく。そう思います。

司会者：3番の方、何か困ったようなことございました。

裁判員経験者3：名前とか、証人の氏名とか、その間柄とかというのは一応説明があるわけですけど、なかなか1回で頭の中に入らないんですね。やっぱり、どういうんですか、調書というか、あれにも、裁判所の書類の中にやっぱり書いておいて、いつでも見られるようにしておいてほしいというのが感じました。だから、被告人質問したときも、要するに、こうしたら改悛の情が見られるみたいな、マニュアルみたいなものが多分あるんだと思うんですが、多分、そういう、マニュアルどおりに進んでいるなというふうなイメージをものすごく持ちました、被告人質問のときに。だから、もう一回、証人もこうや言うている、被告人もこうや言うているけど、本当にそうなんという、みんなが疑問を持てるような、当たり前やない、私は殴った言うとし、証人も殴った言うとのやから、それがパンチが当たったんやと思い込んでいるけど、本当に当たったんかなとやっぱり一步立ち止まるような、もともとの、何遍も言いますが、資料を作っていたきたい、そう思いました。

司会者：ありがとうございました。2番の方、何かございますか。

裁判員経験者2：私は特にそのメモとかで不都合を感じたことはなかったので、今、5番さんもおっしゃったみたいに、録音もされているので、必要があれば再生しますとおっしゃっていたので、そこはあんまり感じていませんでした。

司会者：1番の方。

裁判員経験者 1：私も、先に、事前に被告人に質問することは自分で考えてきまして、その場も必死になってメモを取りましたし、評議の段階でほかの方の意見とか聞かせていただいたので、特にはなかったです。

記者：ありがとうございました。5番の方にお伺いしたいんですけども、先ほど意見交換の中で、量刑の決め方がいまだによく分からないというお話があったと思うんですけども、もう少し具体的に伺えますか、こういうところがよく分からなかったというところがもしありましたら、ちょっと教えていただけますでしょうか。

裁判員経験者 5：決め方についてはあれなんですけど、量刑が、やはり参考となるのが、過去の事例を基にしてというところが出てきましたので、本当に過去の事例を参考にしないで、じゃあ、この量刑が何年が妥当なのかというところだと、やはりちょっと答えに、裁判官の方もやっぱりつまずいてしまうわけですね。ですから、人の服役の年数を決めるのが、やはり、例えばそれは1年違っただけで情状酌量が1年として妥当なのかと言われても、私は正直分かりませんし、経験された方でも過去の事例に基づいてというところだけしか判断ができないのであれば、それが妥当なのかというところが分からないという考え方ですね。それはちょっと、いまだにそれは、情状酌量がどうなのかとか、じゃあ、傷害致死なら短くていいのかというところはいまだに、それは、正直に言うと正しいことなのかは分かりません。

記者：ありがとうございました。

司会者：今日はお忙しいところお集まりいただきましてどうもありがとうございました。先ほど、検察官、弁護士、裁判官、それぞれの立場から非常に大変参考になったと意見を頂戴をいたしましたけど、そのとおりでございまして、今日の皆さんの御意見、御感想を伺ったことは、今日から、明日からの事件と直結するような形になるかと思えます。今日おいでいただいた方は裁判員を経験してよかったなというふうにお感じいただいて、それは我々としても大変うれしいところではあります。もし、皆さんのお身内の方、友人の方、あるいは職

場の方なんかで，こういうものが来たんだけどなということで話を聞かれることがありましたら，できればお勧めいただけると，裁判所のほうとしてはありがたいなと思っております。

今日は長時間にわたりました大変ありがとうございました。これで意見交換会を終了させていただきます。

以 上